

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	職員以外への報酬等の支払に係る法定調書作成事務における特定個人情報保護評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

あきる野市は、職員以外への報酬等の支払に係る法定調書作成事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他事態の発生によるリスクを分析し、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を充分認識するとともに、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じることを宣言する。

特記事項

あきる野市個人情報保護条例、あきる野市情報セキュリティポリシーに基づき行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項の規定による個人番号関係事務における特定個人情報に関する事務取扱要領を定め、適切な安全管理措置を講ずる。

評価実施機関名

あきる野市長

公表日

令和2年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	職員以外への報酬等の支払に係る法定調書作成事務
②事務の概要	<p>【事務の概要】 市が所得税法に規定する支払調書、源泉徴収票及び地方税法に規定する給与支払報告書作成の対象となる支払をした際、その個人別情報(住所、氏名、個人番号、生年月日、支払額、源泉徴収額等)を、支払をした日の翌年1月中旬に税務署及び市区町村に送付する。</p> <p>【事務の具体的内容】 1 各課の事務取扱担当者(個人番号を取り扱う事務に従事する者として各課の情報セキュリティ管理者が定めた職員)は、重複収集の有無を確認した上、様式「個人番号台帳兼届出書」を用い、債権者から個人番号を収集する。 2 各課の事務取扱担当者は、本人確認を行った後、「個人番号台帳兼届出書」の原本を職員課に提出する。 3 職員課では、個人番号を債権者番号(財務会計システム内の登録番号)毎に財務会計システム内に登録し、「個人番号台帳兼届出書」は施錠管理されたロッカーに保管する。 4 年中の支払が確定した後、財務会計システムから個人別情報を出力し、人事給与システムに入力する。 5 人事給与システムにて、本人配布用の源泉徴収票及び支払明細書(支払調書で個人番号を削除したものを)を作成・印刷し、併せてel-tax用の源泉徴収票・給与支払報告書データ及びe-tax用の支払調書データを作成し、el-tax、e-taxを通じ税務署及び各市区町村に提出する。 6 個人番号台帳兼届出書は、その収集した目的の事務を処理する必要がなくなった場合において、法令で定められている保存期間を経過したときは、あきる野市文書管理規程の規定に基づき適正に廃棄する。</p>
③システムの名称	財務会計システム、人事給与システム
2. 特定個人情報ファイル名	
財務会計システム、人事給与システム 各サーバ管理	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部職員課
②所属長の役職名	総務部職員課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地 総務部総務課法規係 TEL:042-558-1111(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地 総務部職員課 TEL:042-558-1111(2321)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="checkbox"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月21日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	総務部職員課長 渡邊 浩二	総務部職員課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する個人情報保護委員会規則(平成30年個人情報保護委員会規則第2号。)及び特定個人情報保護評価指針の一部を変更する件(平成30年個人情報保護委員会告示第2号。)により、所属長氏名の記載廃止
令和1年6月28日	IVリスク対策	なし	IVリスク対策 「1～9」項目新規追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する個人情報保護委員会規則(平成30年個人情報保護委員会規則第2号。)及び特定個人情報保護評価指針の一部を変更する件(平成30年個人情報保護委員会告示第2号。)により、リスク対策の記載追加
令和2年4月1日	再実施	なし	特定個人情報保護評価に関する規則第15条及び特定個人情報保護評価指針に基づき、5年経過前に特定個人情報保護評価を再実施した。	事後	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、当該評価の調整が困難であったため
令和2年4月1日	特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)	「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」中、「(中略)特定個人情報ファイルの取り扱いについて、」	「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」中、「(中略)特定個人情報ファイルの取り扱いについて、」	事前	再実施における変更、文言整理